

# 告示

## 埼玉県告示第五百二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる者に、同表の中欄に掲げる徴収事務を、同表の下欄に掲げる期間委託した。

平成二十七年五月八日

埼玉県知事 上田清司

受託者の住所、名称及び代表者氏名	委託内容	委託期間
東京都港区芝浦三丁目十六番二十号 ニッテレ債権回収株式会社 代表取締役 永易 俊彦	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第十三条（同法第三十一条の六及び第三十二条において準用する場合を含む。）の規定による貸付金に係る未収金の徴収事務	平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで